

ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス
マンスリーニュース
育児休業給付制度の改正 / 階段リスクを予知しましょう
2022 / 10 / 28 284号

ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



I.雇用保険の出生時育児休業給付金の改正

① 出生時育児休業（産後パパ育休）がはじまっています

10月から、男性の育休を促進するために、配偶者が出産する男性で希望する人は、子の出生後8週間までの間に最長28日間まで（分割取得を希望する人は2回まで）出生時育児休業が取得可能になりました。労使協定をしている場合は、労働者が合意した範囲内で休業中に働くことも可能です。事業主は、個別に出産情報を把握したならば、休業制度の案内する義務もあります。

② 雇用保険の出生時育児休業給付金

このように新たに始まった休業を取得した時は、出生時育児休業給付金が雇用保険から給付されます。対象となるのは、

- ・子の出生後8週間以内に取得する28日までの休業
- ・分割するならば2回までの休業で、上記の①と同じです。

基本は28日間までの給付ですが、(要件を満たせば)28日を超えた日数分も、育児休業給付金の支給を受けることは可能ですので、多少複雑です。

給付額は、1回目の出生時育児休業給に入る前の6か月前の賃金を平均した日額の67%です。引き続き育児休業給付金を受給する場合は、通算180日間まで67%で、その後は50%になります。これらは、所得税等の対象にならないことと、要件があるものの休業中は社会保険料が援助されるため、目減りすることなく受け取ることができます。

支給申請手続きは、出生時育児休業が終わってから、事業主を通じて行います。注意点は、申請期限があることです。「出生後8週間を経過した翌日から2か月を経過する日がある月の末日まで」に管轄の公共職業安定所に申請しますので、手続きを洩らさないようにフォローが必要な点です。

Ⅱ.階段災害のリスクを予知しましょう

新宿労働基準監督署の資料によると、休業4日以上労働災害のうち、階段を昇ったり下ったりする移動中に転落等により負傷した事例は、管内で令和2年で86件（全災害の11%）発生したそうです。

さて、私の話で、誠に、恥ずかしながら、先週末に階段から落ちました。何かの参考になればと思い振り返ってみます。

私は、離れて暮らす親の家の2階を掃除しようと階段を昇り初め、下から2段目で足を踏み外して、横転して体ごと落ちました。幸い目立った打撲がなく、足の小指が少し腫れただけでしたが、日ごろから災害リスクをお話している者として、猛省しております。

一般的に階段の移動は、通勤中でも、業務中でも、事務系のお仕事でも多くの人が行う動作です。業務に起因した行為であれば、労災災害となり、通勤途中であれば通勤災害になります。注意力が左右しますが、ちょっとした油断等、どなたにも起こりうる日常行為であるように思います。

文末で紹介するリーフレットに沿って、今回の転倒原因を振り返って、皆様にもお伝えしたいと思います。（笑わないで読みいただけると、ありがたいです）

【物的原因（設備、環境等）】

- ◇階段のステップが濃い茶色で端が見にくかった
- ◇掃除機を運ぼうと階段を昇りだしたが、古い掃除機はかさばるし重かった

【人的原因（不安全行動）】

- ◇2段目まで上がったところで、スマホの着信音が気になり、気が散って1段分踏み外した
- ◇両手に大きめの掃除機を持って上がっていたので足元が見にくく踏み外した
- ◇両手がふさがっていたため階段の照明を付けなかったので暗かった
- ◇高齢者用の手すりがあったが両手がふさがっていたため、つかめなかった

まとめてみると、高齢の親に配慮して、滑り止めシート、照明、手すりを設置していたにも関わらず、かさなる（私の）人的原因で階段を踏み外し転げ落ちたのでした。と容易に想定できる不安全行為でした。防止策として、ぜひ、階段災害のリスクのリーフレットに目を通していただくと、幸いです。<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000867091.pdf>

Ⅲ.11月の事務トピックス

年末調整のための申告書を準備する季節です。当方に給与計算委託をされている企業様は11月15日までにお送りください。